なでしこ同窓会

特別医療費給付制度

1.制度概要

項目	内 容
実施事項	以下3点にする給付事業 ①先進医療による治療費*1 ②臓器移植治療費*2 ③臓器移植治療のための渡航費
適用対象者	①先進医療による治療費:なでしこ同窓会会員 ②臓器移植治療費:なでしこ同窓会会員 ③臓器移植治療のための渡航費:なでしこ同窓会会員の16歳未満の子ども
給付額	①先進医療による治療費:技術料のうち10万円を給付。 ただし、技術料が10万円未満の場合は、その技術料を給付 ②臓器移植治療費:一時金10万円を給付 ③臓器移植治療のための渡航費:一時金30万円を給付
給付回数	会員1人あたり、①②③のいずれか1回限り
給付申請期限	①先進医療による治療費:治療終了後6ヶ月以内②臓器移植治療費:治療終了後6ヶ月以内③臓器移植治療のための渡航費:帰国後6ヶ月以内(渡航決定後から申請可)

^{*1} 厚生労働省にて承認している先進医療技術に限る(取り扱い病院も同省にて指定) *2 心臓、肺、肝臓、膵臓、腎臓に限る

2. 給付要件

1	厚生労働省にて承認している 「先進医療」による治療を 「指定の医療機関にて受けた場合に、 先進医療にかかる技術料を 10万円を限度として給付	先進医療対象一覧は、厚生労働省のホームページに掲載されています https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan02.html ※治療名、医療機関が一覧にあっても、治療方法によっては先進医療の対象でない場合がありますので、病院で必ず確認してください。
2	臓器移植治療を行った場合に、 一時金10万円を給付	心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓に限ります
3	臓器移植治療のために渡航する場合に、 一時金30万円を給付	心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓に限ります

▼申請方法・給付方法は次ページをご覧ください。▼

3.申請方法

先 進 医 療	臓 器 移 植
①受診内容が「先進医療技術名」と「指定の医療機関」に該当するか確認 ※治療名・医療機関が一覧にあっても治療方法によっては 先進医療の対象ではない場合がありますので、 病院で必ず確認してください。 対象一覧	①受診内容が心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓に該当するか確認 ※小腸の移植は先進医療で申請ください。
②以下2点をダウンロード●先進医療給付申請書記入例●先進医療受診証明書	②以下2点をダウンロード●臓器移植給付申請書= 臓器移植受診証明書

- ③申請者自身で上記②でダウンロードした「給付申請書」に記入・押印
- 4医療機関に上記②でダウンロードした「受診証明書」の記入・押印を依頼
- ⑤「給付申請書」・「受診証明書」・「診療費領収書(写)」の3点を提出

[提出先] 〒215-8542 川崎市麻生区東百合丘3-4-1 田園調布学園大学内 なでしこ同窓会・特別医療費給付制度事務局 宛

※提出期限は、治療終了後6ヶ月以内です

渡航臓器移植

- ①受診内容が心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓に該当するか確認
- ②渡航臓器移植給付申請書をダウンロード 記入例
- ③申請者自身で上記②でダウンロードした「給付申請書」に記入・押印
- ④医療機関に、渡航治療が必要であることを記載した「診断書」の発行を依頼
- ⑤「給付申請書」・「診断書」・「住民票*」の3点を提出 *会員と対象者の続柄がわかるもので、発行日から1ヶ月以内のもの

[提出先] 〒215-8542 川崎市麻生区東百合丘3-4-1 田園調布学園大学内

なでしこ同窓会・特別医療費給付制度事務局 宛

※提出期限は、帰国後6ヶ月以内です

4. 給付方法

締切日	毎月月末締切
給付月	申請月の翌月に審査*を実施⇒ 審査会の翌月末までに給付金振り込み *第1次審査:書類審査/第2次審査:審査会
振込先	申請書に記入の口座(銀行または信用金庫)
給付連絡	申請月の翌々月に給付決定通知書を郵送

なでしこ同窓会 〒215-8542 神奈川県川崎市麻生区東百合丘3-4-1(田園調布学園大学内)
E-mail: nadeshiko@dcu.ac.jp URL: https://www.dcu.ac.jp/nadeshiko/index.html